

事務連絡  
令和3年2月10日

各高齢者施設・住まい }  
各介護保険事業所 } 管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力のお願い及び感染症拡大防止等支援金活用のご案内について

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の慰労金につきましては、これまでも申請についての特段のご配慮をお願いしているところですが、**申請期限は2月末日まで**としております（国保連の電子請求受付システムによる受付期限は2月26日（金）まで）。

この慰労金は、令和2年1月15日から6月30日までの間に10日以上、県内介護サービス事業所等において、利用者に接する業務に従事した**すべての職員に対して、5万円（新型コロナウイルス感染者にサービス提供した場合等は20万円）を支給するものです**（退職された方、派遣会社・委託先などの関係事業者の職員を含みます。また、職種は問いません）。

つきましては、各事業所・施設等におかれましては、対象となるすべての職員が適切に慰労金を受給することができるよう、業務委託事業者や派遣事業者とも連携の上、申請期限までに申請書を提出してください。

また、慰労金の交付を受けた施設・事業所等については、速やかに職員への振り込みをお願いいたします。

併せて、**すべての介護サービス事業所・施設を対象として、コロナ対策に必要な経費への支援を別添チラシのとおり実施しており、慰労金と同じ申請様式で同時に申請することができます。**

サービス種別ごとの上限額（例：通所介護 89.2万円、訪問介護 53.4万円、特養 3.8万円×定員数）まで、概算でも申請が可能ですので、まだ申請していない事業所におかれましては、別添のチラシや申請書の記載例もご参照いただき、感染防止を徹底したサービス提供のためにご活用ください。

また、概算での申請の場合は、事業完了後1か月以内又は令和3年3月31日の早い方までに実績報告書の提出が必要になりますので、ご承知おきください。

なお、本事務連絡については、既に慰労金・支援金の申請がお済みの事業所も含め、すべての事業所にお送りしていることを申し添えます。

(要綱、申請マニュアル等掲載場所)

【神奈川県ホームページ】新型コロナウイルス感染症に係る介護従事者への  
慰労金・介護事業所等における感染症拡大防止等支援事業について

[http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/covid19\\_shien.html](http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/covid19_shien.html)

問合せ先

(本協力依頼について)

福祉こどもみらい局緊急包括支援担当

電話 (045) 285-1026

(慰労金申請方法等について)

神奈川県新型コロナ緊急包括支援交付金（介護・障害  
分）コールセンター

電話 (0570) 077-160

受付時間 平日 10時～17時